

< 一般委託 >

令和2年度横須賀市国土強靱化地域計画策定業務委託 仕様書

令和2年度横須賀市国土強靱化地域計画策定業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	別紙「令和2年度横須賀市国土強靱化地域計画策定業務委託仕様書」のとおり
2	履行期間	契約締結の日から令和3年3月31日まで
3	施行場所	市の指定する場所
4	業務内容	別紙「令和2年度横須賀市国土強靱化地域計画策定業務委託仕様書」のとおり
5	特記事項	別紙「令和2年度横須賀市国土強靱化地域計画策定業務委託仕様書」のとおり
6	関係法規	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、災害対策基本法など
7	資格要件	なし
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	市長室危機管理課 石川 (TEL:046-822-9708、内線:1406)

< 指示又は希望事項 >

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

# 令和2年度横須賀市国土強靱化地域計画策定業務委託仕様書

## 1 業務の目的

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」に基づく国土強靱化地域計画。

本委託は、国土強靱化地域計画の策定に向けた本市の基礎データの収集・解析と本市の政策、上位計画、諸法律、制度との整合性の検証を行い、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に沿った計画素案を策定し、庁内検討会議への対応や庁内各部署意見等のとりまとめを行い、パブリック・コメント意見を反映した国土強靱化地域計画の作成を行うものである。

## 2 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

## 3 業務委託の期間

業務委託の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

## 4 業務委託の内容

本業務委託では、以下の作業を行う。

### (1) 基礎データの収集・解析

#### ① 本市の概況

・位置・面積、地形、地質などの自然的条件や人口及び世帯数、土地利用、都市施設などの社会的条件に関する基礎データの収集・解析を行い、変化などを把握する。

#### ②本市の被害想定

・神奈川県地震被害想定調査や神奈川県が発表している河川の氾濫による洪水浸水想定区域図、津波防災まちづくりの計画策定にかかる指針に記載のある避難困難地域・特定避難困難地域の有無など、本市に関する災害の被害想定に関する基礎データの収集・解析を行う。

#### ③本市の被害履歴

・過去の被害履歴に関する基礎データの収集・解析を行う。

#### ④ その他の基礎調査

・産業、環境等に関する基礎データの収集・解析を行い、変化などを把握する。

### (2) 本市の政策、上位計画、諸法律、制度との整合性の検証

・総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）や地域防災計画など、関連する政策との整合性を検証する。

・国土強靱化基本計画、神奈川県国土強靱化地域計画との整合性を検証する。

・災害対策基本法をはじめとする防災に関する法律との整合性を検証する。

・防災工事などへの助成など、本市の防災に関する制度との整合性を検証する。

### (3) 計画素案の策定

国土強靱化地域計画策定ガイドラインに沿って、主に次の項目について検討の上、計画素案を策定する。

- ・基本目標、事前に備えるべき目標、強靱化を推進するうえで配慮すべき事項
- ・本市の概況、想定する大規模自然災害
- ・想定するリスク、起きてはならない最悪の事態、強靱化施策分野の設定
- ・脆弱性評価の考え方、分析・評価、課題の検討
- ・強靱化について、重点化・優先順位を含めた推進方針の設定
- ・計画の推進体制、進捗管理、見直しの検討

### (4) 庁内検討会議への対応

- ・庁内検討会議（関係課長会議／年4回開催）に必要となる検討資料等を作成し、専門的観点からのアドバイスを行う。なお、庁内検討会議のうち関係部長会議は、関係課長会議の経過報告を行う目的で開催するため、新たな検討資料等は作成しない。

### (5) 庁内各部署意見等の整理分析、対応検討

- ・庁内各部署から出された意見・政策施策などについて整理・分析、内容検証を行い、素案に反映させる

### (6) 意見のとりまとめ

- ・各会議における議事録等を作成するとともに、次回会議に向けた資料作成を行う。また、計画素案に意見を反映したパブリック・コメントを行うための計画案を作成する。

### (7) パブリック・コメント意見の整理分析・対応検討

- ・パブリック・コメント実施後の意見を整理・分析し、対応を検討の上、市の考え方の案を作成する。

### (8) 国土強靱化地域計画の作成

- ・庁内検討会議、パブリック・コメントにおける意見などをとりまとめ、計画を作成する

## 5 成果品

- (1) 業務報告書 3部（A4版：簡易印刷）
- (2) 地域計画の原稿及び電子データ一式（電子データは、CDに収録すること）  
なお、電子データは word 形式及び pdf 形式で提出する。
- (3) 冊子（150部）

## 6 留意事項

- (1) 業務の遂行にあたっては、横須賀市の担当者と十分な打合せを行い、情報交換等を行うために、定例的に協議を行う。
- (2) 業務には、国土強靱化地域計画の策定に関し、十分な経験と知識を有する技術者を配置する。
- (3) 成果品は、検査合格後12ヶ月間を保証期間とし、受託者の過失または疎漏に起因する不良箇所及び、誤り等が生じた場合は、受託者の負担において速やかに適切な処理を講じなければならない。

- (4) 受託者は、業務の遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、関係する機関との協議を必要とする場合、監督員の了承を得てから行うこととする。また、横須賀市の監督員が当該協議に同席しない場合には、その内容を遅延無く報告しなければならない。

## 7 その他の事項

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。